

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

8 宮 地 公 第 2 号
令和 8 年 6 月 2 4 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宮若市地域公共交通会議
住 所 福岡県宮若市宮田 2 9 番地 1
代 表 者 氏 名 会長 柴田 裕美子

宮若市地域公共交通計画認定申請書

宮若市地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 2 4 日
（名称）宮若市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
宮若市においては、直方市、福岡市へ通じる幹線交通である路線バス（JR 九州バス）を軸に、市域内外を結ぶ乗合バスにより広範にわたり公共交通機関網が広がっている。これに加え、乗合バスでカバーできない公共交通空白地域における移動を支えることを主な目的として、柔軟に対応可能な乗合タクシー（予約制乗合タクシー「日吉線」、AI デマンドタクシー「ふれタク」）を活用し、交通サービスの確保・充実を進めている。 これらの公共交通は、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な交通手段として機能し、市民の日常生活機能を担っている。特に乗合バスについては、幹線交通（JR 九州バス）に通じる支線の役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 また、宮若市内には鉄道の駅がなく、最寄の鉄道駅はJR 小竹駅、JR 赤間駅、JR 直方駅であり、公共交通機関で市外に出る手段としては路線バス、市乗合バス及び高速バスである。特に宮田地区においては、福岡方面への移動手段は、JR 九州バスのみである。 現在、住民から鉄道への接続を望む声も多い状況であり、本市が造成した光陵団地（ワンダーガーデンズ）の分譲により、JR 小竹駅を通勤、通学で利用する市民がいることから同駅までの路線を存続する必要がある。 利用者が少ない状況が続いているものの、令和 7 年 4 月 1 日から路線不定期運行とすることで効率的・持続可能な運行を可能にしつつ、地域公共交通確保維持事業により、宮田・小竹線の路線を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
○宮田・小竹線の目標利用者数（フィーダー対象系統のみ） 令和 9 年度 … 280 人（参考：R7.4 月～R8.3 月合計 255 人） ○宮田・小竹線目標収支率 令和 9 年度… 38%（参考：R7.4 月～R8.3 月合計 35.04%） ※計画本体の令和 10 年度目標については今後協議予定
（2）事業の効果
宮田・小竹線を維持することにより、宮若市内から市外へ通勤通学者及び高齢者等の通院等日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利用促進を図るため、乗合バス及び乗合タクシーの時刻表および路線図を掲載した時刻表を作成し全戸配布する（宮若市） ・バス利用促進に向けた広報での周知（宮若市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
宮若市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
（１）事業の目標	
※該当なし	
（２）事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成 29 年 2 月 28 日	事業内容について説明・協議し、承認を得た。
・平成 29 年 4 月 1 日	宮若市地域公共交通会議要綱改正
・平成 29 年 7 月 31 日	「平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画」について協議し、承認を得た。 運行する 5 系統については、全て同一系統に属するものとして承認を得た。
・平成 30 年 6 月 27 日	書面協議にて、全ての構成員から「平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書」の策定とその提出について承認を得た。
・令和元年 6 月 28 日	書面協議にて、全ての構成員から「令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書」の策定とその提出について承認を得た。
・令和 2 年 7 月 28 日	「令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画」について協議し、承認を得た。
・令和 3 年 6 月 25 日	書面協議にて、全ての構成員から「令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書」の策定とその提出について合意を得られた。
・令和 4 年 6 月 29 日	「令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持計画」について協議し、承認を得た。
・令和 5 年 6 月 29 日	「令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画」について協議し、承認を得た。
・令和 6 年 6 月 21 日	書面協議にて、全ての構成員から地域公共交通計画の別紙「令和 7 年度地域公共交通確保維持事業」の策定とその提出について承認を得た。
・令和 6 年 11 月 19 日	地域公共交通計画の別紙「令和 7 年度地域公共交通確保維持事業」について協議し、変更とその提出について承認を得た。
・令和 7 年 1 月 23 日	地域公共交通計画の別紙「令和 7 年度地域公共交通確保維持事業」について協議し、運行予定者の修正とその提出について承認を得た。
・令和 7 年 6 月 27 日	地域公共交通計画の別紙「令和 8 年度地域公共交通確保維持事業」について協議し、承認を得た。
・令和 8 年 6 月 24 日	地域公共交通計画の別紙「令和 9 年度地域公共交通確保維持事業」（案）について協議し、承認を得た。（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

平成 28 年度にコミュニティバス及び幹線沿線の住民に対しアンケート調査を実施した。
鉄道の駅に接続する路線の新設を求める声が強かったため、今回の計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

(所 属) 産業観光課 公共交通対策係

(氏 名) 山口

(電 話) 0949-32-0519

(e-mail) kotsu@city.miyawaka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
宮若市	MGタクシー(株)	(1) 宮田・小竹線	JR宮田バス停	矢萩団地 前	JR小竹駅	往 8.4km 復 8.4km	252日	264.0回			路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統であるJR九州バスの直方線とJR宮田バス停にて接続	③
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和7年4月～令和8年3月 宮田・小竹線（フィーダー対象系統のみ）収支等一覧

	運行日数 (平日)	運行日数 (土日祝)	運行日数 (合計)	運行回数 (平日)	運行回数 (土日祝)	運行回数 (合計)	利用者数	収入 (車内)	収入 (市役所) ※	収入 (合計) ①	支出 (経費) ②	収支差 ②－①	収支率 ①／②
令和7年4月	14	5	19	15	5	20	30	2,610	29,920	32,530	25,280	-7,250	128.68%
令和7年5月	15	6	21	15	6	21	23	840	6,720	7,560	23,856	16,296	31.69%
令和7年6月	13	5	18	15	5	20	22	1,850	0	1,850	22,976	21,126	8.05%
令和7年7月	11	5	16	13	7	20	25	1,920	11,310	13,230	22,592	9,362	58.56%
令和7年8月	11	9	20	11	11	22	29	1,880	1,390	3,270	23,072	19,802	14.17%
令和7年9月	7	6	13	7	6	13	16	1,740	0	1,740	15,664	13,924	11.11%
令和7年10月	7	5	12	10	5	15	22	2,120	2,150	4,270	17,296	13,026	24.69%
令和7年11月	9	4	13	9	4	13	16	1,050	0	1,050	14,640	13,590	7.17%
令和7年12月	9	6	15	9	6	15	18	1,900	6,030	7,930	19,216	11,286	41.27%
令和8年1月	6	4	10	7	4	11	13	1,890	2,820	4,710	15,440	10,730	30.51%
令和8年2月	7	5	12	7	5	12	14	1,100	0	1,100	13,632	12,532	8.07%
令和8年3月	13	5	18	13	6	19	27	3,000	0	3,000	21,072	18,072	14.24%
合計	122	65	187	131	70	201	255	21,900	60,340	82,240	234,736	152,496	35.04%

平均

10.17

5.42

15.58

10.92

5.83

16.75

※収入（市役所販売分）は、フィーダー対象・対象外の利用者の判別が困難なため、フィーダー対象・対象外の便数で案分して算出

●令和9年度（R8.10.1～R9.9.30）運行計画

日数 252日 21日（R7.5月（上記期間内で最大月間運行日数））×12か月

回数 264回 22回（R7.8月（上記期間内で最大月間運行回数））×12か月

停留所の名称及び停留所間のキロ程

系統番号①

系統名：JR宮田バス停⇄JR小竹駅

No.	名 称	位 置	キロ程 (km)		変更内容
1	JR 宮 田 バ ス 停	往： 福岡県宮若市宮田4813	↓ 往	8.40	既設
		復： 福岡県宮若市宮田4813	0.40	0.40	
2	商 工 会 議 所 前	往： 福岡県宮若市宮田3680-2先	0.20	0.20	既設
		復： 福岡県宮若市宮田3680-2先			
3	宮 田 保 育 所 前	往： 福岡県宮若市宮田115-2	0.20	0.20	既設
		復： 福岡県宮若市宮田115-2			
4	筑 前 宮 田	往： 福岡県宮若市宮田199-13	0.40	0.40	既設
		復： 福岡県宮若市宮田199-13			
5	市 役 所 西 口	往： 福岡県宮若市宮田29-1	0.80	0.80	既設
		復： 福岡県宮若市宮田29-1			
6	上 大 隈	往： 福岡県宮若市上大隈777-3	1.20	1.20	既設
		復： 福岡県宮若市上大隈759-2			
7	磯 光 工 業 団 地	往： 福岡県宮若市磯光1010-1	1.60	1.60	既設
		復： 福岡県宮若市磯光1010-1			
8	矢 萩 団 地 前	往： 福岡県宮若市磯光1367-148	0.70	0.70	既設
		復： 福岡県宮若市磯光1367-148			
9	光 陵 団 地	往： 福岡県宮若市鶴田2046-430	2.90	2.90	既設
		復： 福岡県宮若市鶴田2046-430			
10	JR 小 竹 駅	往： 福岡県鞍手郡小竹町勝野2128	8.40	↑ 復	既設
		復： 福岡県鞍手郡小竹町勝野2128			

系統番号②

系統名：JR宮田バス停⇄JR小竹駅(鍋田団地経由)

No.	名 称	位 置	キロ程 (km)		変更内容
1	JR 宮 田 バ ス 停	往： 福岡県宮若市宮田4813	↓ 往	11.30	既設
		復： 福岡県宮若市宮田4813	0.40	0.40	
2	商 工 会 議 所 前	往： 福岡県宮若市宮田3653-2先	0.20	0.20	既設
		復： 福岡県宮若市宮田3653-2先			
3	宮 田 保 育 所 前	往： 福岡県宮若市宮田115-2	0.20	0.20	既設
		復： 福岡県宮若市宮田115-2			
4	筑 前 宮 田	往： 福岡県宮若市宮田199-13	0.40	0.40	既設
		復： 福岡県宮若市宮田199-13			
5	市 役 所 西 口	往： 福岡県宮若市宮田29-1	0.80	0.80	既設
		復： 福岡県宮若市宮田29-1			
6	上 大 隈	往： 福岡県宮若市上大隈777-3	1.20	1.20	既設
		復： 福岡県宮若市上大隈759-2			
7	磯 光 工 業 団 地	往： 福岡県宮若市磯光1010-1	1.20	1.20	既設
		復： 福岡県宮若市磯光1010-1			
8	松 尾	往： 福岡県宮若市磯光1567-2	0.60	0.60	新設
		復： 福岡県宮若市磯光1567-2			
9	櫛 原	往： 福岡県宮若市磯光1827-46	0.80	0.80	新設
		復： 福岡県宮若市磯光1827-46			
10	光 陵 団 地	往： 福岡県宮若市鶴田2046-430	0.90	0.90	既設
		復： 福岡県宮若市鶴田2046-430			
11	県 営 宮 田 団 地 前	往： 福岡県宮若市鶴田1891-249	0.20	0.20	新設
		復： 福岡県宮若市鶴田1891-249			
12	鍋 田 団 地	往： 福岡県宮若市鶴田1891-301	1.60	1.60	新設
		復： 福岡県宮若市鶴田1891-301			
13	水 町 集 会 所	往： 福岡県宮若市鶴田2067-1	2.80	2.80	新設
		復： 福岡県宮若市鶴田2067-1			
14	JR 小 竹 駅	往： 福岡県鞍手郡小竹町勝野2128	11.30	↑ 復	既設
		復： 福岡県鞍手郡小竹町勝野2128			

宮田・小竹線時刻表

宮田・小竹線
系統①
JR宮田バス停～JR小竹駅

土・日・祝
運休

土・日・祝
運休

宮田・小竹線
系統①
JR宮田バス停～JR小竹駅

土・日・祝
運休

土・日・祝
運休

系統番号	①	①	①	①
バス停名	1便	2便	6便	7便
JR 宮 田 バ ス 停	6:02	6:55	18:08	19:20
商 工 会 議 所 前	6:04	6:57	18:10	19:22
宮 田 保 育 所 前	6:05	6:58	18:11	19:23
筑 前 宮 田	6:07	7:00	18:13	19:25
市 役 所 西 口	6:09	7:02	18:15	19:27
上 大 隈	6:12	7:05	18:18	19:30
磯 光 工 業 団 地	6:16	7:09	18:22	19:34
矢 萩 団 地 前	6:20	7:13	18:26	19:38
光 陵 団 地	6:22	7:15	18:28	19:40
JR 小 竹 駅	6:28	7:21	18:34	19:46

系統番号	①	②	①	①
バス停名	1便	2便	6便	7便
JR 小 竹 駅	6:29		18:45	20:00
光 陵 団 地	6:35		18:51	20:06
矢 萩 団 地 前	6:37		18:53	20:08
磯 光 工 業 団 地	6:41		18:57	20:12
上 大 隈	6:45		19:01	20:16
市 役 所 西 口	6:48		19:04	20:19
筑 前 宮 田	6:50		19:06	20:21
宮 田 保 育 所 前	6:52		19:08	20:23
商 工 会 議 所 前	6:53		19:09	20:24
JR 宮 田 バ ス 停	6:55		19:11	20:26

宮田・小竹線
系統②
JR小竹駅～JR宮田バス停
(鍋田団地経由)

系統番号	②		
バス停名	2便		
JR 小 竹 駅	7:35		
水 町 集 会 所	7:40		
鍋 田 団 地	7:43		
県 営 宮 田 団 地	7:44		
光 陵 団 地	7:45		
樺 原	7:47		
松 尾	7:48		
磯 光 工 業 団 地	7:50		
上 大 隈	7:54		
市 役 所 西 口	7:57		
筑 前 宮 田	7:59		
宮 田 保 育 所 前	8:01		
商 工 会 議 所 前	8:02		
JR 宮 田 バ ス 停	8:04		

予約方法

乗車日の前日16時までに、電話で予約してください。

【予約先】

MGタクシー株式会社

TEL:0949-34-7700

宮田・小竹線料金表

- ・4歳未満無料
- ・小学生未満で保護者が同伴の場合は無料
- ・4歳以上16歳未満(中学生まで)半額
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳持参の方は半額
- ・障がい者手帳アプリ(ミライロID)の提示の方は半額
- ・5円は切り上げの10円

		JR宮田バス停							
		商工会議所前						160	
		宮田保育所前						160	160
		筑前宮田駅				160	160	160	160
		市役所西口				160	160	160	160
		上大隈				160	160	160	160
		磯光工業団地				160	160	160	160
		矢萩団地前				160	160	160	180
		光陵団地				160	160	180	180
JR小竹駅	170	200	250	300	320	340	340	370	370

		JR宮田バス停											
		商工会議所前										160	
		宮田保育所前										160	160
		筑前宮田駅										160	160
		市役所西口										160	160
		上大隈										160	160
		磯光工業団地										160	160
		松尾										160	180
		檺原										160	180
		光陵団地										160	180
		県営宮田団地										160	180
		鍋田団地										160	180
		水町集会所										160	180
JR小竹駅	170	170	170	170	200	200	250	300	320	340	340	370	370

系統図・接続要件を満たしていることが分かる書類

【補助系統番号：(1)宮田・小竹線】

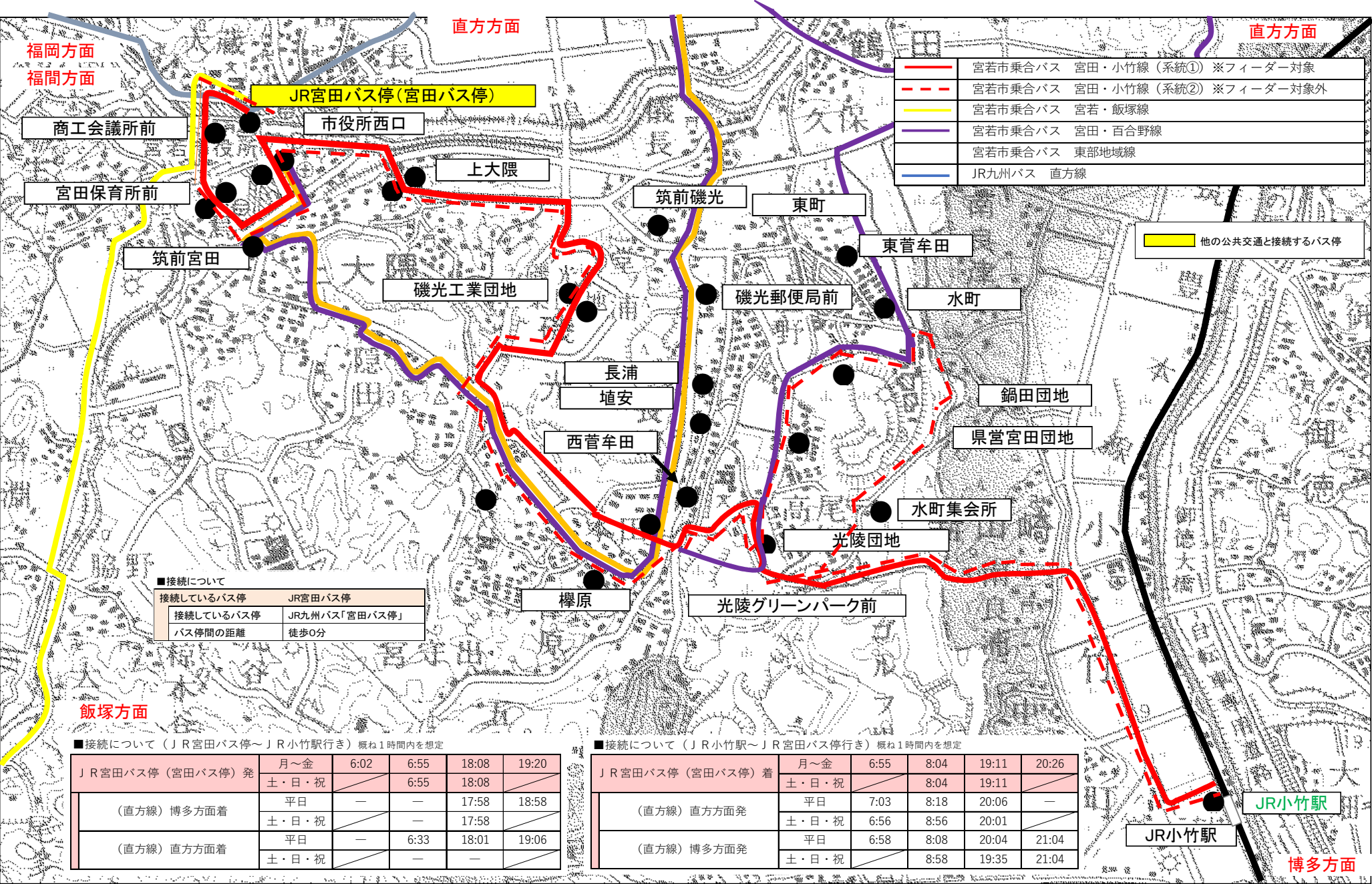


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宮若市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	26,298
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
宮若市地域公共交通計画	令和6年5月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

第1章 公共交通の基本方針

公共交通の基本方針図

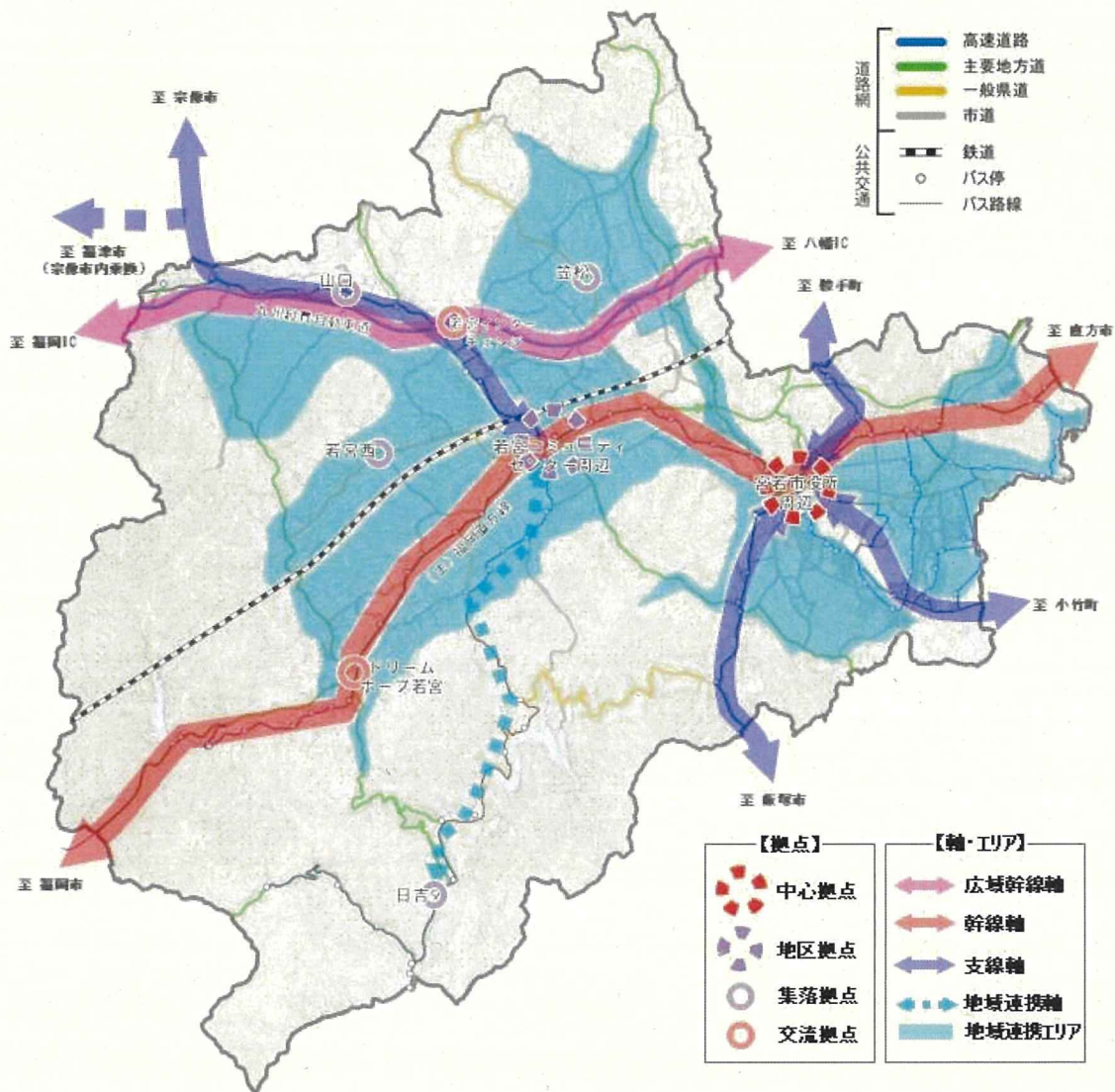


図 1-2 公共交通の基本方針図

(2) 公共交通の機能分類と役割

宮若市における公共交通の機能分類とサービス確保の考え方について、以下に整理します。

表 1-1 公共交通の機能分類とサービス確保の考え方 (1/2)

機能分類		路線機能	サービス確保の考え方	運行主体	該当する 現行路線
公共交通					
広域 幹線軸	高速 バス	通勤や買い物等の様々な利用目的に対応し、若宮 IC バス停の交流拠点から、福岡市や北九州市などと連絡する都市間広域交通軸として機能します	・福岡都市圏や北九州市都市圏の都市間を連絡する交通需要に応じたサービスを確保します ・通勤や帰宅時間帯でのサービスを確保します	西鉄バス、 他	天神～小倉線他、高速バス路線
幹線軸	民間 路線 バス	通勤・通学や買い物、通院などの様々な利用目的に対応し、宮若市と直方市、福岡市とを連絡する都市間交通軸であるとともに、中心拠点と地区拠点を連絡する都市内幹線として、宮若市の公共交通の骨格を形成します	・福岡市や直方市を連絡する交通需要に応じたサービスを確保します ・中心拠点と地区拠点を結び、市内交通の主軸として、高いサービス水準を確保します ・通勤や帰宅時間帯でのサービスを確保します	JR 九州 バス	直方線
支線軸	コミュニ ティバス	中心拠点及び地区拠点と近隣市町（鉄道駅等）を連絡し、幹線軸を補完し、公共交通ネットワークを支える交通軸として機能します	・商業施設・医療施設・公共施設等へのアクセス利便性の確保に留意したルート及びダイヤを設定します。 ・幹線軸の路線バスとの重複の回避に留意したルートを設定します。 ・拠点において幹線軸の路線バスとの乗継利便性の確保に留意したダイヤを設定します。 ・地域毎の利用特性に応じて適切なサービスを確保します。	貸切バス 事業者 及び タクシー 事業者	宮田小竹線 福岡線 （～R7.3.31） 宮若宗像線 （R7.4.1～） 宮若飯塚線 宮田百合野線 みやわか線

表 1-2 公共交通の機能分類とサービス確保の考え方 (2/2)

機能分類		路線機能	サービス確保の考え方	運行主体	該当する 現行路線
地域 連携軸	公共交通				
	予約制 乗合 タクシー	中心拠点及び地区拠点と 市内の集落拠点を連絡する とともに、支線軸を補完し、 地域連携エリアと一体的に 地域内移動を担う軸として 機能します	・宮若市郊外部の公共交通 空白地域を対象に、地域 連携軸・地域連携エリアと 位置づけ、移動ニーズに幅 広く柔軟に対応できるタク シー等を活用した適正な 交通サービスを確保しま す。 ・地域連携エリアの居住地 と各拠点（中心拠点・地区 拠点）を結ぶほか、路線バ スやコミュニティバスとを結 び、乗継ぎを考慮した移動 ニーズに対応するサービス を確保します。	タクシー 事業者、 貸切バス 事業者	日吉線
地域 連携 エリア	AI デマンド タクシー	路線バスやコミュニティバス との空間的及び時間的な サービスを補完するよう、郊 外部に点在する住宅地や集 落を対象エリアとし、AIを活 用した交通サービスを提供 します	・時間的制約や個別輸送な ど利用者の様々なニーズ に対応したサービスを確保 します	タクシー 事業者	「ふれタク」 西部地域線 東部地域線
市全域	一般 タクシー	市全域にわたり個々の多様 なニーズや公共交通で対 応できない地域の交通を担 います	・時間的制約や個別輸送な ど利用者の様々なニーズ に対応したサービスを確保 します	タクシー 事業者	—

(3) 乗継環境の確保・改善

公共交通ネットワークの形成における乗継拠点のあり方や幹線・支線等による乗継環境を確保・改善する場合の留意点を以下に整理します。

表 1-3 乗継環境の確保・改善の考え方

視 点	内 容
乗り継ぎへの配慮	・遅延時におけるバス待ちルールを設定する等、バス路線相互の乗り継ぎが円滑に行えるように配慮します。 ・主要な乗継拠点においては、可能な範囲でサイクル&バスライド等を活用し、乗り継ぎが行えるように配慮します。
乗継案内・ 情報提供	・乗り継いで行くことができる施設・目的地や、乗り継ぐ先の路線の情報が、事前に確認できるなど、利用者へ正確な情報を提供できるように留意します。
乗継抵抗の軽減	・運行本数の多い路線から運行本数の少ない路線への乗り継ぎの際、極力短い時間で乗り継ぎが可能となるようにダイヤ設定に留意します。 ・目的地までの乗継回数を極力少なくすることに留意します。 ・主要な乗継箇所において、乗り継ぎ待ちの際に雨風を避け休憩できるようなベンチや上屋の整備を検討します。 ・乗り継ぎにより、運賃（利用料金）負担が過度に増大しないよう留意します。

(4) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

補助系統を含む、宮若市の地域公共交通の事業及び実施主体の概要は次のとおりです。

表 1-4 補助系統に係る事業及び実施主体の考え方

機能分類	公共交通	運行系統	起点	終点	事業 許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
広域 幹線軸	高速バス	西鉄 高速バス	西鉄天神 高速バス ターミナル	砂津 ほか	4条 乗合	路線 定期 運送	西鉄バス他 路線バス 事業者	無し
幹線軸	民間路線 バス	直方線	博多駅 福丸バス停	直方駅	4条 乗合	路線 定期 運送	JR 九州 バス	幹線補助
支線軸	コミュ ニティ バス	宮田・ 小竹線	JR 宮田 バス停	小竹駅	4条 乗合	路線 不定 期 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	フィーダー 補助
		福間線 (~R7.3.31)	JR 福丸 バス停	福間駅 さいごう口	4条 乗合	路線 定期 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	無し
		宮若・ 宗像線 (R7.4.1~)	JR 福丸 バス停	赤間駅 南口	4条 乗合	路線 定期 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	幹線補助 (予定) R7.10~
		宮若・ 飯塚線	JR 宮田 バス停	吉原町	4条 乗合	路線 定期 運往	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	無し
		宮田・ 百合野線	水町 百合野	市役所 西口	4条 乗合	路線 定期 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	無し
		みやわか線	鞍手駅	JR 宮田 バス停	4条 乗合	路線 定期 運行	鞍手町 「運行は 交通事業者 に委託」	幹線補助
地域連携 軸	予約制 乗合 タクシー	日吉線	縁山 公民館前	わかみや校	4条 乗合	路線 不定 期 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	無し
地域連携 エリア	AI デマンド タクシー 「ふれタク」	西部地域線	若宮・山口・中・ 吉川・笠松ブロック		4条 乗合	区域 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	無し
		東部地域線	東部・中央ブロック		4条 乗合	区域 運行	宮若市 「運行は 交通事業者 に委託」	無し

注) 「上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持するため必要があるものをまとめたもの」

2-2. 計画目標の数値指標

(1) 評価指標の定義

計画目標の達成状況の評価指標を、以下のとおり設定します。

表 2-1 評価指標の定義と現況値・目標値

計画目標	評価指標	現況値 ^{※1}	目標値(令和10年度) ^{※1※2}
計画目標Ⅰ 公共交通の利用促進	広域幹線軸交通の 平日1日利用者数	若宮ICバス停 1日乗降者数 271人 [R1年度実績] 201人 [R4年度実績]	現状のサービスを維持し つつ、コロナ禍以前の 利用者数の回復を図り、 更に利用の増加に努める
	幹線軸交通の 平日1日利用者数	JR九州バス(直方線) 1,081人 [R1.6.14] 754人 [R5.5.15]	
	支線軸交通の年間 利用者数	コミュニティバス 41,846人/年 [R4実績]	41,832人/年
	〔うちフィーダー対象 路線の年間利用者数 ・収支率〕	〔1,091人/年・3.4% [R5年度実績]〕	〔1,077人/年・25%〕
計画目標Ⅱ 乗継ぎや待合環境の 改善による利便性の向上	地域連携エリア交通の 年間利用者数	AIデマンドタクシー 「ふれタク」 12,364人/年 [R4.8~R5.7]	約27,000人/年 ^{※3}
	主要なバス停留所 の環境改善箇所数	—	2箇所
	公共交通の利便性に 対する満足度評価	“公共交通手段の確保”に 関する満足度 ^{※4} 7.9% [R3]	15%
	公共交通カバー圏域 人口割合	86.9% ^{※5} (23,390人 [R2人口])	88% 現状のサービス水準を 維持・向上させる
計画目標Ⅳ 公共交通の維持・確保 を支える体制・仕組み の実践	公共交通の利用促進 に向けた出前講座の 実施回数	7回/年間 [R5年度]	12回/年間
	公共交通の維持に向け 共働で取組む地区数	—	2地区

※1：現況値及び目標値のデータは、交通事業者資料や宮若市資料等より取得する

※2：目標値については、各施策の運用に向けた実施計画の中で、適宜見直しを行う

※3：令和6年1月の予約実績をもとに、年換算した利用者数を試算し、目標値に採用

※4：第2次宮若市総合計画_後期基本計画策定時に実施した満足度評価(“満足”“やや満足”のあわせた割合7.9%)を採用

※5：R2国勢調査メッシュ人口をもとに、R6.1時点の公共交通ネットワークより算出